

○特定地域中小企業特別資金の概要

資金種類	県内の移転先において事業を継続・再開する資金 (A 資金)	避難指示が解除された区域等において事業を継続・再開する資金 (B 資金)
対 象 者	帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に事業所を有し、県内の移転先において事業を継続・再開する中小企業等	帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域に事業所を有し、当該区域内において事業を継続・再開する中小企業等
	原則として、避難指示解除から2年後まで貸付申請可能	原則として、避難指示解除から2年後まで貸付申請可能 (既に解除されている旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域は、平成27年12月1日まで)
融資限度	3,000万円以内	3,000万円以内 (B 資金を既に利用した方が追加融資を受ける場合は、上記融資限度額から既融資額を差し引いた額を限度とする)
融資期間	20年以内(うち据置5年以内)	
融資利率	無利子	
担 保	無担保	
保 証 人	代表者保証(法人の場合)	
取扱期間	平成28年3月31日まで随時 (ただし、原子力発電所事故の状況等を勘案し、必要に応じ1年毎に期間を延長する。)	
申 込 先	県内の商工会議所又は商工会、公益財団法人福島県産業振興センター	